



鳥取県公報

平成17年10月7日(金)
第7727号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (752) (中部総合事務所福祉保健局)	1
	指定居宅介護支援事業者の指定 (753) (")	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (754) (耕地課)	2
	保安林の指定の解除予定 (2件) (755・756) (森林保全課)	3
	県営土地改良事業計画の変更 (757) (道路建設課)	3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (758) (会計管理室)	4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への 公示による通知 (森林保全課)	4
調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (行政経営推進課)	5
	落札者の決定 (税務課)	7

告 示

鳥取県告示第752号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 会長 松本昭夫	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 デイサービスセンターだいえい	東伯郡北栄町瀬戸29-9	通所介護	平成17年10月1日
〃	〃	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業所	〃	訪問入浴介護	〃

"	"	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	東伯郡北栄町瀬戸36 - 2	福祉用具貸与	"
"	"	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会訪問介護事業所	東伯郡北栄町田井46 - 2	訪問介護	"
"	"	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会北条デイサービスセンター	東伯郡北栄町土下118 - 1	通所介護	"

鳥取県告示第753号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月7日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会 会長 松本昭夫	東伯郡北栄町瀬戸36 - 2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東伯郡北栄町瀬戸36 - 2	平成17年10月1日

鳥取県告示第754号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営農村振興総合整備統合補助事業大和地区農業用排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年10月7日から同月27日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第755号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字笏賀字陽東577の2、578の2、字檜ノ山618の51、618の55、618の57から618の62まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

鳥取県告示第756号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町板井原字峠根山731の18（国有林）、731の7から731の9まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、731の22から731の24まで、732の1から732の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、732の29から732の31まで、732の33、732の36、732の37、734の1・734の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、734の16から734の18まで、734の20、734の23、734の24、734の26
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業岩美地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年10月7日から同月27日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び岩美町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第758号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成17年9月30日	岩美郡岩美町大字浦富645 - 6	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会（旧岩美地区協会）

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年9月20日付鳥取県告示第695号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

谷本 三宝信	西伯郡南部町掛相字金クソ谷山186の2
藤田 作太郎	"
米田 幾太郎	"
谷本 三宝信	西伯郡南部町掛相字フタ石山185の2
藤田 作太郎	"

米田 幾太郎	〃
牧田 武子	西伯郡南部町馬佐良字ヒジリキ58

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 南部町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務の内容

本件業務は、県民生活の安全性の向上等を図るため、鳥取県が保有する県民生活に密着した地図情報をインターネットを利用して情報提供するシステム（以下「鳥取県WEBGIS」という。）を導入し、運用するものである。

なお、本件業務に係るソフトウェア及びハードウェアは、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）により導入し、運用するものとする。

(2) 業務名及び数量

ア 鳥取県WEBGIS導入業務 一式

イ 鳥取県WEBGISの運用に必要なハードウェアを含む利用サービス 一式

ウ 鳥取県WEBGISの導入・運用に係る技術的支援 一式

(3) 業務の仕様

鳥取県WEBGIS導入業務調達仕様書による。

(4) 業務期間

平成18年3月15日（水）から同月31日（金）まで

(5) 納入期限

平成18年3月15日（水）

(6) 納入場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政経営推進課

(7) 予算額 6,360千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年10月7日(金)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成17年10月7日(金)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件業務の企画提案書の提出の日までに、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有すること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年10月25日(火)午後5時までに5の(5)の場所に提出すること。

(5) この公告の日から遡って過去3年までの間に、国、地方公共団体及び民間企業へGIS(地理情報システム)を導入した実績があること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する鳥取県WEBGIS導入企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、次の事項等について評価委員会が別に定める評価基準の各評価項目ごとの得点を合計する方法により得点を算出して行う。

(1) 鳥取県WEBGISの導入の基本方針

(2) 鳥取県WEBGISの基本要件への対応

(3) 鳥取県WEBGISの機能要件への対応

(4) 鳥取県WEBGISの導入及び運用に係る費用

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県行政経営推進課長が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857-26-7615

電子メール gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) プロポーザル参加要領等の交付

ア 交付期間

平成17年10月7日(金)から同月21日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

(2)で交付するプロポーザル参加要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成17年11月4日(金)午後5時まで

(4) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、プロポーザル参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成17年10月24日(月)正午まで

(5) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7432

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、得点順に順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)に同じ。

(3) 詳細は、プロポーザル参加要領による。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年10月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

1	借入物品等の名称及び数量	地方税電子申告審査システム導入業務 一式
2	契 約 方 式	一般競争入札
3	落 札 日	平成17年8月1日
4	落札者の名称及び所在地	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社中国支店 広島県広島市中区立町2 - 27
5	落 札 金 額	賃貸借月額 1,063,545円(消費税及び地方消費税の額を含む。) 保 守 月 額 303,114円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6	入 札 公 告 日	平成17年6月21日
7	落 札 方 式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称及	鳥取県総務部税務課

び所在地

鳥取市東町一丁目220